

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 号
件 名	新潟市議会の綱紀肅正（栗原学議員に期待するリーガルマインド）について
要 旨	<p>平成 23 年 6 月 22 日，午前 10 時，総務常任委員会陳情事件，「新潟東港横土居地域対策協議会」会長小川竹二による憲法第 89 条後段「公金による支配」及びそれに関することについて」の審査会議において，栗原学委員は次のように発言している。（一部）</p> <p>「……今回の陳情第 2 号の願意性というのが全くですね，私把握することができないし，また認識することもできないし，それこそ興味を持っていただけと言われても，持っていただくことができませんでした，残念ながら……」。</p> <p>公益性を無にした法令違反執行の資料を呈してただす陳情に対し，所管事務調査などの積極的調査は行わず，確定的不当資料（日付のない領収書，規則不履行，目的違反等々）をも黙止する栗原学委員の発言は，執行機関の執行行為に対する議会の監督監視任務を知らない言動である。</p> <p>地方自治の本旨である双頭の住民自治を否定した権威主義の典型であり，特別職地方公務員の議会議員が市民に及ぼす特権は何らなく，違法執行を新潟市議会が容認または免責する権限もない。</p> <p>イギリスの政治学者は「地方自治を民主主義の学校」と表現したが，地方議会における栗原学委員の知識は低級であり，小学校低学年の水準と評価される。</p> <p>審議案件は平成 22 年 9 月議会から行っている執行機関の違法な執行行為に関する議会への告発陳情である。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 9 月 9 日 第 2 8 8 号

地方議会には地方自治法第98条(検査監査, 監査の請求), 第99条(意見書の提出), 第100条(調査権等), 第100条の2(専門的知見の調査), 及び第109条(常任委員会)第4項の条文には, 「常任委員会は, その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い, 議案, 陳情等を審査する」とある。

上記条文から地方議会の権能として, 条例制定, 予算, 決算の承認, 監督監視が重要な三本柱として挙げられる。

執行事件に関しては所管事務調査として所管庁から関係資料の提出を求めて審議会資料とすべき議会事務局議事課の責務も存在する。

新潟市議会には日常的に行政の執行行為の不適, 不正を監視する任務があり, 首長の暴走を対等な立場で阻止しなければならない議会の権能であり, 議会制民主主義の基幹的制度である。

法律に反した執行行為は無効であり(地方自治法第2条第16・17項), その違法行為を告発することは市民の監視に基づく正当な行為である。

政策形成などの政治的提言の実行には多数決が絶対条件であるが, 違法行為の摘発と反省を求めた防止は単独で陳情でき, かかる差別は受けない。(憲法第14条(法の下での平等), 同第16条(請願権))

栗原学議員には昭和37年から続いている新潟市議会と執行機関との癒着を断ち切ることは困難と推定されるが, 「地方公共団体の組織と運営は地方自治の本旨に基づく法律による」との法令遵守は絶対であることの理解を得れば, その先に難解事案はなく, 半世紀にわたり続いている腐敗市政の綱紀肅正に率先できるものと期待する。

まずは, 国政とは違いその必要性に乏しい地方議会の派閥会派に毒されないよう汚れを落とした上, リーガルマインドの修養を身につけることで議会制民主主義の議会機能を取り戻せるものと期待する。

なお, 執行権者等の支配者がマスコミを利用して批判事件を封殺し, 大衆を政治的無関心に陥らせることに留意する必要性があり, 地元報道紙に権力監視の報道倫理に期待は持てない。